

第 1 章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の数次にわたる改正及び循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。）や資源の有効な利用の促進に関する法律（再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年）を平成 12 年に改正。）等のリサイクル推進に係る関係諸法の制定等により、廃棄物の発生抑制や資源化の推進、廃棄物の適正処理の促進が図られてきた。

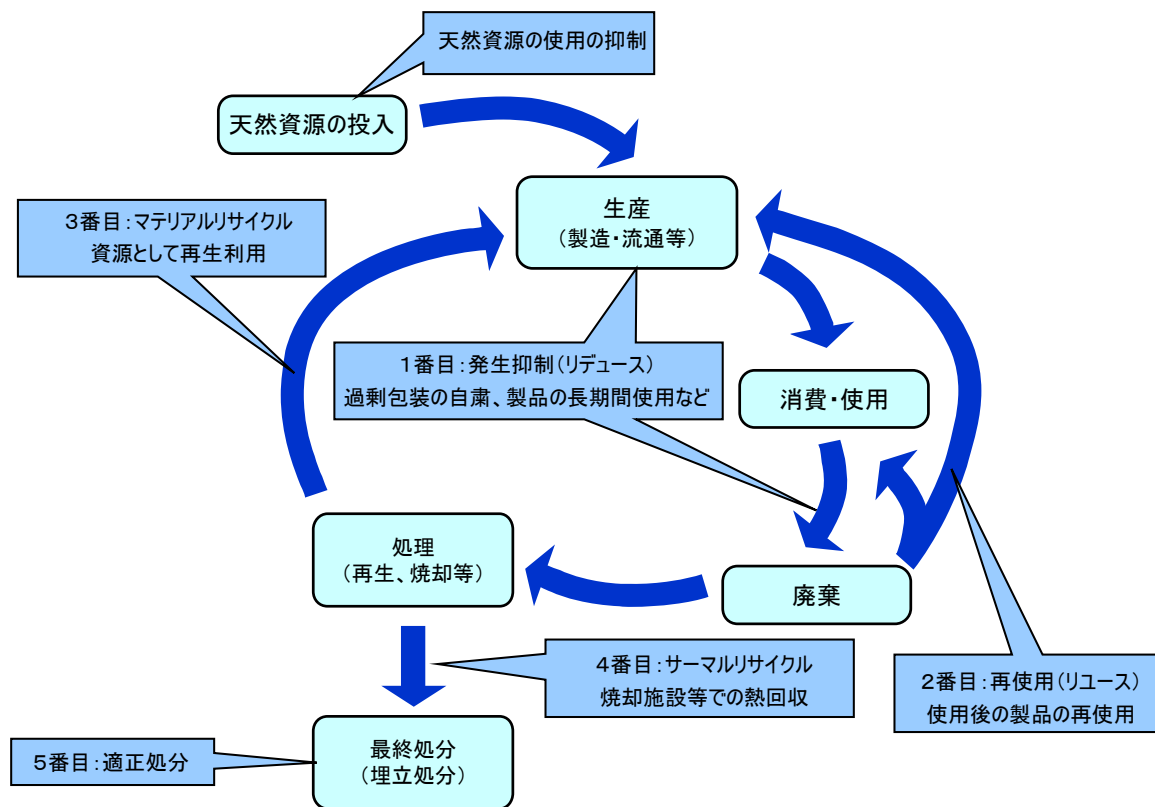
本県では、このような法制定・改正等の趣旨を踏まえ、昭和 48 年に第一次愛知県産業廃棄物処理計画を策定して以来、8 次にわたり計画を策定し各種施策を推進してきた（7 次以降は、平成 12 年の廃棄物処理法の改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた廃棄物処理計画を策定）。

その結果、循環型社会元年と言われる平成 12 年当時（平成 11 年度実績）と比較すると、最終処分量が概ね半分に減少するなど大きな成果を上げてきた。

しかしながら、廃棄物の不法投棄等の不適正処理問題はなくなるなど、依然として解決すべき課題は多い。加えて、世界的な資源制約の顕在化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は変化してきているほか、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、大量に発生したがれきの処理の困難さや、エネルギー資源の大切さを改めて見直す契機となった。さらに、人為的な活動から大量に排出される二酸化炭素等の温室効果ガスに伴う地球温暖化により、生態系への影響等の問題が懸念されている。

以上のような社会情勢の変化や求められるニーズを踏まえ、あらためて課題を整理し、諸課題への対処を図りつつ循環型社会の構築を目指すこととし、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制すること、次に、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うこと、最終的に廃棄物となるものは適正に処理するという基本的な考えの下、さらなる取組を進めるため、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定する。

【循環型社会のイメージ】



【3R (スリーアール) について】

3R (スリーアール) とは、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の頭文字をとったもの。

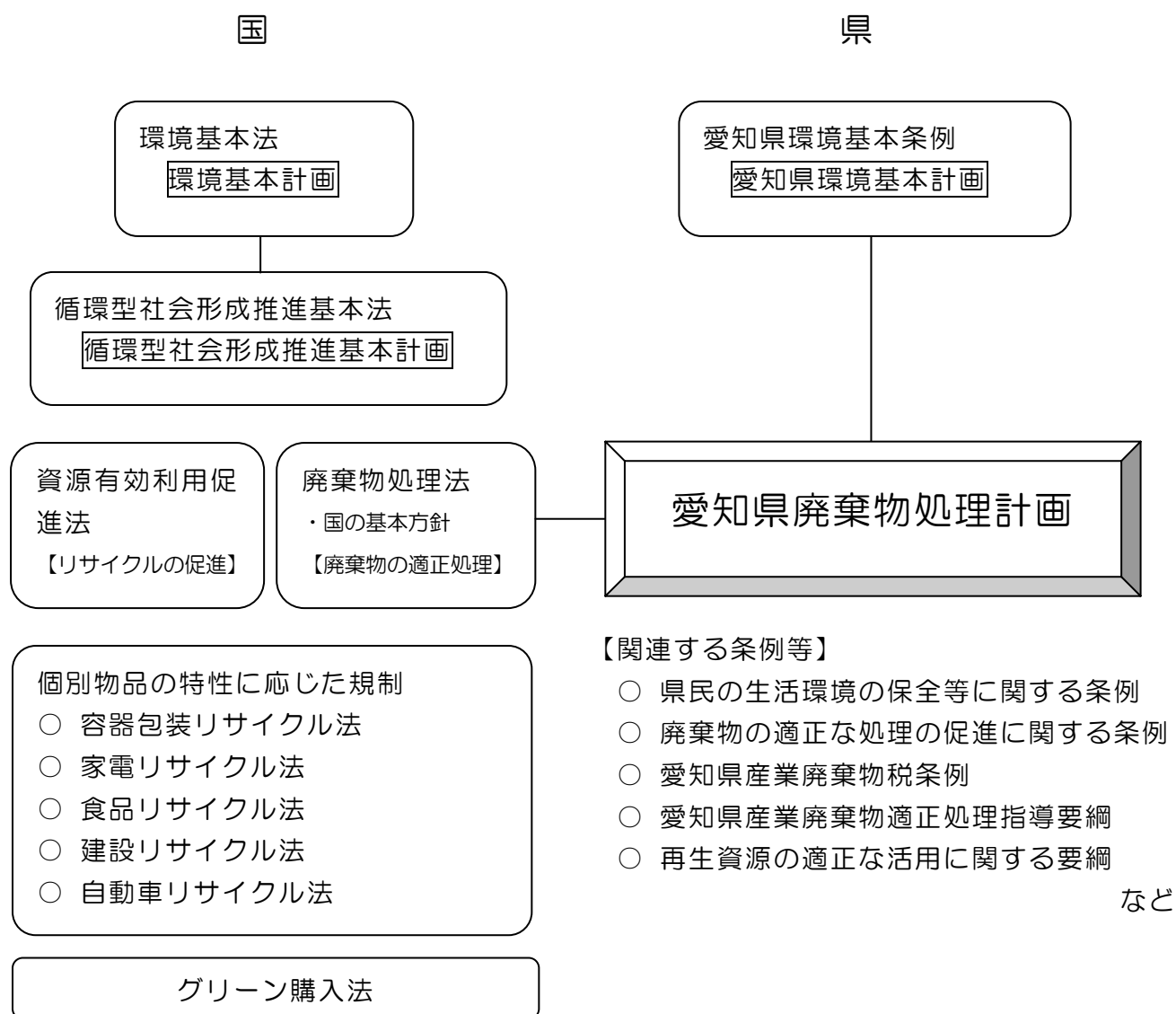
これらの取組は、1 番に「リデュース (発生抑制)」、2 番に「リユース (再使用)」、3 番に「リサイクル (再生利用)」の優先順位で廃棄物の削減、循環的な利用に努めるべきとの考え方が示されている。

順位	項目	内容
1	発生抑制 (リデュース)	製品を長く使うこと、過剰包装をやめることなどにより、廃棄物の発生を減らすこと。
2	再使用 (リユース)	使い終わったものを捨てるのではなく、繰り返し使用すること。
3	再生利用 (マテリアルリサイクル)	使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物を原材料として利用すること。
4	熱回収 (サーマルリサイクル)	廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収、利用すること。
5	適正処分	1～4 の取組の後、なお発生する廃棄物は適正に処分する。

2 計画の位置付け

我が国における環境政策の基本的な考え方は環境基本法で定められており、また、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みについては、循環型社会形成推進基本法で定められている。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、国の「**廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針**」に即して定めるものであり、本県の環境政策の指針である「**愛知県環境基本計画**」を上位計画とし、本県における廃棄物対策の基本となる計画である。



3 計画期間

平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間とする。

4 計画の対象

愛知県内の一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とする。

